京都市個人情報保護審査会答申第34号の概要

答申年月日	平成19年11月27日
請求内容	こどもなんでも相談事業の利用者からの苦情について
請求者	本人
所 管 課	教育委員会児童家庭課
所管課の決定	非利用停止決定
所管課の主張	1 本件個人情報は、条例第6条第1項に基づき、明確な目的を達成するために収集
	したものである。
	2 本件個人情報は、異議申立人からの依頼に基づき収集したものであり、同条第2
	項第2号に該当する。
	3 本件個人情報は、同条第3項に規定する思想、信条及び宗教に関する個人情報、
	人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に
	関する個人情報等には該当しない。
異議申立人の	1 「適法かつ公正な手段により収集したものである。」としているが、一般論を述べ
主張	ており、私の個人情報に対する説明になっていない。
	2 相談の事実を記録したというが、事実と現実とは違う。電話相談員の発言が妥当
	性を検討し、是正すべきは是正し、指導すべきは指導する必要がある。不正なこと
	が公文書に記録されており、多大な不利益を被った。訂正すべきところは訂正すべ
	きである。条例に基づき適正な事務処理がなされているのか疑問である。
審査会の判断	1 実施機関が行う苦情等処理事務については個人情報取扱事務として届出されてお
	り、異議申立人から申出があった紛争について事実関係を調査するという明確な「目
	的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集」したもので
	あり、条例第6条第1項に違反して収集されているとは認められない。同条同項第
	6号の規定に該当すると考えられる。
	2 実施機関は、異議申立人から申出があった病歴に関する情報を収集しているが、
	条例第6条第3項第2号に規定する「個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が欠
	くことができないものであると認められるとき」に該当すると考えられるため、条
	例第6条第3項に違反して利用されているとは認められない。
	3 本件個人情報の収集については、条例第6条第1項、第2項又は第3項に違反しているような特別の更持な疑わせるに見るよのは見出せなかった
	ているような特段の事情を疑わせるに足るものは見出せなかった。 4 以上の点から、当審査会としては、条例第30条第1項第1号の個人情報の消去
	の請求の要件を満たさず、また、異議申立人から違法に実施機関が個人情報を収集
	した事実も示されていないことから、実施機関が行った本件処分について、不当で
	あるとは認められないと判断する。
	のないには他のというないに刊的できる。